

人と自然が調和する 美しいまち

身近に自然が広がるまちとして、自然環境・景観の保全に努めるとともに、豊かな緑に恵まれた環境づくりを進めます。

また、地球規模での環境問題に関心が高まる中、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムを整えるなど、人と自然が調和した環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標概要

基本目標5 の構成

基本施策1 土地利用と都市計画の推進

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 計画的な土地利用の推進 | 4 利便性の高い地域活動拠点づくり |
| 2 市街地や集落の整備 | 5 その他の拠点の整備 |
| 3 良好な中心市街地の整備 | |

基本施策2 公園・緑地の整備・保全

- | | |
|-------------|---------|
| 1 都市公園の整備 | 3 緑化の推進 |
| 2 特色ある公園づくり | |

基本施策3 自然環境の保全

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 自然環境の保全と創造 | 3 自然とふれあう場の整備 |
| 2 森林・林道等の保全 | 4 環境保全の推進 |

基本施策4 循環型社会の形成

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 ごみの減量化・資源化の推進 | 3 公害防止対策の充実 |
| 2 ごみの処理体制・施設の整備 | |

基本施策5 美しい景観の形成

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 良好な景観の創出と保全 | 2 美しいまちづくりの推進 |
|---------------|---------------|

基本施策6 農地の維持

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 農業生産基盤の荒廃化の防止 | 3 地産地消の推進 |
| 2 農業経営基盤の維持と活用の推進 | |

指標一覧

●表4-34 基本目標5に該当する重点目標達成指標(KGI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標	
		(令和7年)	(令和12年)
自然環境の保全と活用の満足度	17.0%	18%以上	20%以上

●表4-35 まちづくり指標(KPI)

各KPI達成により
KGI達成を目指す



指標名	目標値	
	(令和7年)	(令和12年)
深原・くまの産業地区計画面積	9.0ha	12.0ha
1人当たりの都市公園面積	3.8㎡	6.0㎡
森づくりボランティア団体数	2団体	2団体
ごみの1人当たりの排出量(資源物を除く)	671g	643g
地域団体が管理する公園・緑地の割合	48.0%	50.0%
水稻・野菜づくり勉強会の開催回数	12回	12回

現況と課題



- 本町の土地利用は、森林が全体の69.4%と最も多く、次いで建物用地が16.4%を占めています。昭和51年と平成28年の国土数値情報を比べると、農地から建物用地への転換が特に多くなっており、宅地面積は増加傾向にあります。
- 本町の地域構造は、西部、中央、東部の3地域、4区分に分類されます。さらに都市拠点、地域活動拠点など複数の拠点に分けられます。
- 役場を中心とする都市拠点では、まちの中心として、人々が集まる動機づくりや空間としての機能を有効に発揮し、賑わいの場となるような拠点づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 広域幹線道路である県道矢野安浦線の出来庭地区、県道瀬野呉線の萩原地区周辺では、商業エリアや診療所が形成されるなど都市機能が拡大しています。
- 拠点相互の連携を強化し、住みやすく利便性の高い地域構造としていくことが必要です。
- モータリゼーション※105の進行に伴い急速な都市化が進み、土砂災害の危険性のある地域にまで市街地が拡大しています。
- 熊野団地をはじめ、昭和40年代に造成された団地については、高齢化・市街地空洞化が進んでいます。

具体的施策

1 計画的な土地利用の推進

- ◎土地の有効利用を促進するため、ビッグデータ※106やAIなどを活用し、地域の課題解決を図り、新たな魅力ある都市を創造します。
- ◎市街化区域※107への編入については、既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、原則として工業系用途を対象に検討します。また、災害で危険な区域については町民との対話により市街化調整区域に逆線引きを図るなど「都市計画マスタープラン」等に基づいて、区域区分※108の見直しを検討します。
- ◎市街化調整区域内については、自然的土地利用の保全を図るとともに、一定のルールのもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導するよう、規制等の適切な運用に努めます。
- ◎市街化区域内は、低未利用地※109の有効活用の促進、市街化区域内農地の利用についての方針を検討し、健全な市街地の形成を図ります。
- ◎適正な土地利用に向け、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適正化計画」の策定を進め、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について検討します。

2 市街地や集落の整備

- ◎中心市街地や団地内の低未利用地の活用について、町民や関係機関と協議を行いながら、必要な居住・都市機能を誘導し、コンパクト+ネットワーク※110型の市街地形成を図ります。

- ◎歴史的資源が点在する古くからの市街地については、地域資源を生かしたまちづくりを進めます。
- ◎計画的に開発された住宅団地の良好な環境の維持に努めます。
- ◎田園集落については、農地の保全・活用に努めるとともに、営農環境と調和した生活環境の整備を検討します。

3 良好な中心市街地の整備

- ◎空き家対策や低未利用地の活用により、防災性の向上など市街地環境の改善を進めるとともに、筆事業所や神社・仏閣等の地域資源を生かした個性あるまち並みの形成を図るため、リノベーションまちづくり^{*111}を推進します。
- ◎街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカーブル^{*112}な人中心の空間へ転換・先導するとともに、誰もが歩きやすい空間づくりを検討します。

4 利便性の高い地域活動拠点づくり

- ◎地域活動拠点機能の発揮に努めるとともに、拠点住民の多様なコミュニティ活動の場となるよう、既存公共施設の有効活用を促進します。
- ◎地域活動拠点や都市拠点を結ぶ広域交通ネットワークの整備を図り、人口減少・超高齢社会に適応したまちづくりを促進します。

5 その他の拠点の整備

- ◎「筆の里工房」から出来庭、中溝地区周辺一帯については、地域資源のネットワーク化など、地域と連携して観光交流基盤の整備を進め、回遊型観光地への転換による魅力ある観光・交流の場として、整備を検討します。
- ◎深原地区及びくまの産業団地一帯を産業拠点として位置づけて、都市計画法における地区計画制度^{*113}を活用し、企業誘致活動の積極的な展開を図ります。
- ◎民間公園や民間事業者等との連携を図りながら、県道矢野安浦線の東広島方面からの本町の玄関口を、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとして空間づくりを推進します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-36 土地利用と都市計画の推進に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
深原・くまの産業地区計画面積	6.0ha	9.0ha	12.0ha

関連事業	●未利用町有地売却事業 ●筆の里工房周辺整備事業	
関連計画策定年月	●熊野町都市計画マスタープラン ●熊野町緑の基本計画 ●立地適正化計画	令和3年3月 令和3年3月 策定予定

現況と課題

- 公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、様々な役割を担っています。
- 本町の人口1人当たり公園面積は3.4㎡で、県内市町平均の8.9㎡(平成30年度)に比べると整備水準は低いといえます。
- 筆の里工房周辺において、観光交流拠点施設と都市公園の整備を一体的に進めています。
- 町民ニーズにあわせた整備を進めていくとともに、既設公園の適切な維持管理に努めていくことが必要です。

具体的施策

1 都市公園の整備

- ◎筆の里工房周辺整備事業(観光交流拠点整備)におけるPark-PFI※¹¹³の導入など、民間活力の活用についても検討し、地域との連携による魅力的な公園づくりや適切な維持管理を推進します。
- ◎「緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な整備と定期的な点検を実施します。
- ◎水路・柵、植栽など公園の適切な維持管理に努めるとともに、町民参加による身近な公園の管理を促進します。
- ◎遊具による事故の未然防止を図るため、公園遊具の安全点検を行い、計画的に修繕を行います。

2 特色ある公園づくり

- ◎広域的な休養・交流の場として活用できる民間公園や地域の特性に応じたポケットパーク※¹¹⁴など、生活の身近な場における公園の整備を促進します。

3 緑化の推進

- ◎みどり推進機構の活動費を活用し、花苗の配布などにより、町民の緑化意識の普及・啓発を図るとともに、関係団体の育成、活動支援に努めます。
- ◎公共施設周辺や住宅・事業所における緑化を推進し、緑豊かな市街地や集落の形成を図ります。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-37 公園・緑地の整備・保全に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
1人当たりの都市公園面積	3.4㎡	3.8㎡	6.0㎡

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園管理事業 ●緑化推進事業 ●筆の里工房周辺整備事業 ●空き家再生等推進事業 	
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町都市計画マスタープラン ●熊野町緑の基本計画 	令和3年3月 令和3年3月



東山ポケットパーク



柿迫公園

第3項 基本施策3：自然環境の保全



現況と課題

- 平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を、2030年度に2013年度比で26%減、2050年までに80%減とする目標が定められました。
- 平成20年度から、「ひろしまの森づくり県民税」を活用した森づくり事業を令和3年度まで実施し、遊歩道の整備など里山林の整備に着手しています。
- 町内の住宅地や開発団地の緑地には、生育した立木等が建物等に影響を与えており、これらの適切な管理を行うことが必要です。
- 町内には林道が33路線あり、経年劣化が進み、平成30年7月豪雨災害により被災を受けた箇所もあることから、これらの補修など計画的な維持管理を実施する必要があります。
- 自然保護意識の普及・啓発や自然の有効活用をより一層推進し、町民と一緒に地域を自然環境を守り、育成していくことが必要です。
- 町民一人ひとりが生物の多様性の重要性を認識し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されることが大切です。
- 環境の保全として、町内一斉清掃を実施しています。清掃活動は環境美化に加え、町民同士のコミュニケーションの場としての重要な役割を担っています。一方で、年々高齢化が進んでおり、幅広い年代の参加が課題となっています。

具体的施策

1 自然環境の保全と創造

- ◎関係団体による里山林の保全管理や清掃活動の継続的な実施を支援するとともに、ウォーキングイベント等と連携して、森林保全に関する啓発活動に努めます。
- ◎自然保護に対する意識と関心を高めていくため、定期的に水辺教室を開催し、学校教育や生涯学習を通じて自然に親しむ機会の提供を図ります。
- ◎クリーン作戦事業など町民参加による自然保護活動を推進することで、生態系や水質の保全などに努めます。
- ◎河川については、水と緑に親しめる河川環境の整備を推進します。

2 森林・林道等の保全

- ◎里山林整備後の維持管理における、地域住民やボランティア団体の活動への支援に努めます。
- ◎林道及びこれに係る橋梁等の林道施設の長寿命化を目指した計画を策定し、適切な維持管理を実施します。

3 自然とふれあう場の整備

- ◎地域と協働して山林の適切な管理を行うため、維持管理に対する支援を行い、身近な自然とふれあう場や健康づくりの場を提供します。
- ◎ひろしまの森づくり事業などを活用し、里山林の遊歩道整備を推進し、自然とふれあう場を確保します。
- ◎自然とふれあうことができる公園・緑地を整備するなど、地域の自然環境を多様に活用します。

4 環境保全の推進

- ◎環境保全に向けた取組を総合的に推進していくため、その指針となる「環境基本計画」を策定します。
- ◎地球環境問題についての意識を高めしていくため、学校教育や生涯学習における環境学習の充実を図るとともに、イベントを開催し、意識啓発に努めます。
- ◎家庭用生ごみ処理機等の環境保全設備の設置を支援し、町民や事業所の環境保全の取組を促進します。
- ◎環境保全に率先して取り組むため、庁舎内ではクールビズや節電を推進していくとともに、省エネ機器を導入し、コスト及び二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ◎町内一斉清掃など、身近な環境の保全に向けた熊野町公衆衛生推進協議会の活動を支援します。また、参加者の高齢化を踏まえ、熊野町公衆衛生推進協議会を通じて各自治会と運営のあり方について検討します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-38 自然環境の保全に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
森づくりボランティア団体数	1団体	2団体	2団体
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町里山林整備業務 ●環境保全活動の推進、環境衛生の充実 ●都市公園管理事業 ●公衆衛生推進協議会支援 		
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野町緑の基本計画 <p style="text-align: right;">令和3年3月</p>		

第4項 基本施策4：循環型社会の形成



現況と課題

- 大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムであった従来の社会経済の形から、限りある資源を有効に活用する「循環型社会」への転換が強く求められています。
- 循環型社会を実現するため、本町においても、過剰な生産や消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用や再生利用を進める4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)^{※115}を推進する必要があります。
- ごみの分別、効率的な収集には町民の理解が必要不可欠であり、環境にやさしいまちづくりに向けて、環境保全に関する町民の主体的な行動や取組意識の高揚、町民への啓発活動の充実を図る必要があります。
- 快適な生活環境と自然環境を保全し、循環型社会を形成するためには、大気汚染や水質汚濁等の各種公害対策を講じていくことが重要です。

具体的施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

- ◎町民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提供や広報による意識啓発に努めます。
- ◎「ごみ処理基本計画」の点検・評価を定期的を実施し、ごみの減量化・資源化の実現に努めます。
- ◎ごみの4Rを推進するため、マイバッグ運動や正しい分別の推進などに努めます。
- ◎家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみたい肥化などへの取組を支援します。

2 ごみ処理体制・施設の整備

- ◎ごみの分別への町民の理解を得るとともに、分別収集を徹底し、広域的な連携について検討します。
- ◎ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。
- ◎ストックヤード^{※116}により資源ごみ等を一時保管することで、効率的なごみの資源化を促進します。
- ◎産業廃棄物についての事業者責任を徹底するとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄について、定期的に不法投棄監視パトロールを実施し、指導体制の充実を図ります。

3 公害防止対策の充実

- ◎公共下水道及び浄化槽の整備を計画的に進め、水質汚濁の防止に努めるとともに、公共用水域の水質保全を図ります。
- ◎事業所における公害防止対策の充実を促進するとともに、近隣騒音・野焼きの抑制など、町民の生活マナーの啓発を推進します。
- ◎公害の未然防止のため、河川水質調査、環境騒音測定などを実施し、関係機関と協力して監視・指導体制の充実を図ります。

◎公害苦情を迅速に処理し、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、公害苦情処理体制の充実を図ります。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-39 循環型社会の形成に関するまちづくり指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
ごみの1人当たりの排出量 (資源物を除く)	709g	671g	643g

関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの収集運搬及びごみの資源化・減量化の促進 ●公害のない生活環境の確保 	
関連計画 策定年月	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画 ●熊野町災害廃棄物処理計画 ●熊野町ごみ処理基本計画 	平成29年2月 令和2年3月 平成29年2月

基本計画



環境センター(ストックヤード)



環境センター(管理棟)



ゴミステーション



ごみの収集運搬

現況と課題

- 豊かな自然に恵まれた本町は、県の「ふるさと広島の保全と景観の創造に関する条例」で、大規模行為届出対象地に指定されています。
- 幹線道路沿いの景観の変化や休耕田等が目立ち、景観を阻害している状況にあるため、景観対策を行う必要があります。
- 本町の特性を生かしながら、町民とともに「筆の都」にふさわしい美しい景観づくりを進め、自然と調和した魅力的なまちとしていくことが必要です。

具体的施策

1 良好な景観の創出と保全

- ◎地域が一体となって美しい景観づくりを進めていくため、景観についての啓発活動を推進します。
- ◎景観まちづくりコンテストの開催や景観サポート団体の組織化などを推進するとともに、清掃美化活動や花いっぱい運動など町民参加による景観づくりの取組を促進します。
- ◎町内に点在する歴史的資源を保全するとともに、これらと調和したまちづくりを推進します。

2 美しいまちづくりの推進

- ◎学校、公園など公有地の緑化や住宅・事業所など民有地の緑化を促進し、緑豊かなまち並みの形成を図ります。
- ◎幹線道路沿いについては、歩道の有効幅員を整備し、利用しやすい道路空間の形成を促進します。
- ◎統一した色やデザインによる案内板・標識を整備し、効果的に配置します。
- ◎空き家対策などの適切な実施により、まち並みの景観を維持し、魅力的なまちづくりを推進します。

まちづくり指標 (KPI)

●表4-40 美しい景観の形成に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
地域団体が管理する公園・緑地の割合	46.0%	48.0%	50.0%

関連事業

- まちづくり協働推進事業
- 文化財保護事業
- 空き家再生等推進事業

関連計画
策定年月

- 熊野町都市計画マスタープラン
- 熊野町緑の基本計画

令和3年3月
令和3年3月



熊野町の風景



花いっぱい運動



小学生による鉢植え

現況と課題

- 本町の農業は、産業としての基盤が弱く、田畑の維持を主としているのが実情です。また、農家数は、減少傾向にあり、販売農家の農業就業人口(2015農林業センサス)215人のうち、65歳以上は80.5%を占めています。担い手のほとんどは高齢者となっており、次世代の担い手の育成が課題となっています。
- イノシシなどにより、農地や農作物の被害が増加しているとともに、住宅地近隣においても目撃されるようになり、人的な被害の発生が懸念されます。
- 町内に農道は168路線あり、舗装や道路構造物などの施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理により機能を保持していく必要があります。
- 農業の持つ機能や役割を見直し、多様な農業の振興を図っていくことが必要です。
- 農業の振興のため、学校給食などを通じて地産地消を推進しています。

具体的施策

1 農業生産基盤の荒廃化の防止

- ◎「農業振興整備計画」の見直しを行い、本町の特性を生かした農業の振興を図ります。
- ◎農作業の効率化を図るため、農道、農業用水路、ため池の改良・改修、不要なものの廃止など、必要に応じて農業生産基盤の整備を図ります。
- ◎有害鳥獣駆除対策協議会及び有害鳥獣駆除班とともに、農作物に被害をもたらす鳥獣駆除対策を実施します。
- ◎家族を基本単位とした小規模農家の特性を生かした農地の維持と荒廃化の防止に努めます。
- ◎農道については、舗装路面の補修や側溝の閉塞を解消するなどの管理を適切に実施し、機能の維持に努めます。

2 農業経営基盤の維持と活用の推進

- ◎優良農地については、意欲的に農業に取り組む生産の場として、効率的な活用を推進します。
- ◎高齢者などを対象とした生きがい型農業、都市住民や児童生徒を対象とした体験ふれあい農業、環境保全・景観維持等のための農業など、多様な農業の展開を推進し、隣接した農地の一体的な農業経営の推進を図ります。これらの調整にあたっては、安芸農業協同組合と協力して定期的な勉強会を開催するなど啓発活動を実施し、農家の主体的な参加を推進します。
- ◎地域農業の発展と農家の生産意欲の高揚を図るとともに町民相互の親睦を目的に農業祭を実施します。
- ◎地域の農産物の販売の場として、初神地区に整備した直売所の運営や新たな販売場所の設置等を支援し、定着を図ります。また、直売所の閉鎖により販売の場を失った農家への支援を安芸農業協同組合の協力のもと検討します。

3 地産地消の推進

- ◎地産地消を推進していくため、生産者と消費者とをつなぐシステムの構築について安芸農業協同組合と連携して取り組み、地域内の新たな流通ネットワークの形成を図ります。
- ◎学校給食(デリバリー方式)において、地域の農産品を利用した給食を実施します。

まちづくり指標(KPI)

●表4-41 農地の維持に関するまちづくり指標(KPI)

指標名	現状値 (令和元年)	目標値	
		(令和7年)	(令和12年)
水稻・野菜づくり勉強会の開催回数	9回	12回	12回

関連事業	●農地中間管理事業 ●学校給食事業		
関連計画策定年月	●熊野町農業振興整備計画	昭和63年3月	



熊野町地産地消直売所(初神地区)



農業祭



給食に使われた特産品の紹介



学校給食(黒大豆かきあげ給食)